

東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱

制定 平成 28 年 4 月 1 日
27 都市建企第 1203 号

(目的)

第 1 条 この制度は、都民の協力の下、東京都内の建築物の耐震化を強力に進めるため、耐震診断を行った結果、当該建築物が、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づく建築物の耐震改修の指針又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく耐震基準への適合など一定の条件を満たすように、耐震改修工事、建替え工事及び除却工事（以下「耐震化工事」という。）を行っている旨を表す掲示物（以下「耐震化工事中掲示物」という。）を当該工事現場の現場に表示することにより、都民へ耐震化の進捗状況を目に見える形で示し、耐震化への機運を一層高めていくことを目的とする。

(制度の名称)

第 2 条 この制度は、「東京都耐震化工事中掲示物掲示制度」と称する。

(対象とする工事現場)

第 3 条 この制度の対象とする工事現場は、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成 23 年東京都条例第 36 号）第 2 条第 2 号に規定する沿道建築物に対し、耐震化工事を行っている工事現場（以下「耐震化工事現場」という。）とする。

(耐震化工事中掲示物)

第 4 条 第 1 条に定める耐震化工事中掲示物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 耐震化工事現場における足場シートに装着する掲示物（別記第 1 号様式）
- 二 耐震化工事現場における仮囲いに貼付する掲示物（別記第 2 号様式）
- 三 その他耐震化工事中である旨を表示した掲示物

(耐震化工事中掲示物の申請)

第5条 耐震化工事中掲示物の交付の申請は、耐震化工事中掲示物交付申請書（別記第3号様式）により、建築物の所有者、管理者又は耐震化工事の施工者（以下「施工者」という。）が行い、東京都は、この申請に基づき、申請を行った者（以下「申請者」という。）に対して耐震化工事中掲示物の交付を行うことができる。

2 前項の申請には、次に掲げる工事に着手する旨を証明する書類を添付するものとする。

- 一 建築基準法第15条第1項による建築工事届
- 二 工事契約書等
- 三 その他知事が定める書類

(耐震化工事中掲示物の交付)

第6条 耐震化工事中掲示物の作成及び交付は、東京都が行う。

2 東京都は、第1項の規定による耐震化工事中掲示物の交付の際に、耐震化工事中掲示物交付決定通知書（別記第4号様式）を申請者に交付する。

3 申請者は、第1項の規定による耐震化工事中掲示物の交付の際に、受領書（別記第5号様式）を東京都に提出する。

4 原則として、一つの耐震化工事現場に対して、複数の耐震化工事中掲示物の交付は行わない。ただし、耐震化工事現場が大きい場合や当該現場の視認性が高い場合など、これにより難しい場合は、複数枚交付ができるものとする。

5 原則として、耐震化工事中掲示物の再交付は行わない。

(耐震化工事中掲示物の掲示)

第7条 前条第1項の規定により耐震化工事中掲示物の交付を受けた者は、耐震化工事中掲示物を第4条各号に定める掲示物に応じ、以下の各号に定める箇所に掲示するものとする。

- 一 第4条第一号に定める掲示物 足場シートの外面における適切な位置
- 二 第4条第二号に定める掲示物 仮囲いの外面における適切な位置
- 三 第4条第三号に定める掲示物 現場の状況に応じた適切な位置

(施工者の責務)

第8条 施工者は、耐震化工事中掲示物の掲示に当たり、強固に当該掲示物の装着を行い、現場の安全の確保を図るものとする。

- 2 施工者は、関係法令を適切に遵守し、万が一事故が発生した場合は、現場で適切に対応するものとする。
- 3 その他当該掲示物に関し現場で発生した事故に対しては、施工者が一切の責務を負うこととする。

(耐震化工事中掲示物の破損時の対応)

第9条 東京都は、耐震化工事現場において、施工者に過失がなく耐震化工事中掲示物が破損した場合、施工者に対する責任は問わない。

- 2 東京都は、前項の掲示物が破損した場合、耐震化工事中掲示物の再交付は行わないものとする。

(耐震化工事中掲示物の返却)

第10条 第6条第1項の規定により耐震化工事中掲示物の交付を受け、掲示を行った者は、返却届(別記第6号様式)の提出と併せて、当該掲示物を東京都へ返却するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、耐震化工事中掲示物の交付を受ける前に、取下げ届(別記第7号様式)を東京都へ提出することにより、申請を取り下げることができる。

(耐震化工事中掲示物の返却命令)

第12条 東京都は、耐震化工事現場の建築物が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、第6条第1項の規定により耐震化工事中掲示物の交付を受けた者に対し、当該耐震化工事中掲示物の返却を命じることができる。

- 一 虚偽の申請その他不正な手段により耐震化工事中掲示物の交付を受けたことが判明した場合
- 二 正当な理由がなく、第14条の規定による報告若しくは資料の提出又は現地調査を拒否した場合
- 三 耐震化工事中掲示物の利用に当たって不誠実な行為を行った場合

(耐震化工事中掲示物の台帳管理)

第13条 耐震化工事中掲示物の交付状況は、東京都が台帳により管理する。

(報告及び調査)

第14条 東京都は、耐震化工事中掲示物の交付に関して必要があると認めるときは、第6条第1項の規定により耐震化工事中掲示物の交付を受けた者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその承諾を得て現地調査を行うことができる。

(東京都耐震マークの申請)

第15条 第6条第1項の規定により耐震化工事中掲示物の交付を受けた者は、耐震化工事終了後、東京都耐震マーク表示制度に基づく東京都耐震マークの交付申請を行うよう努めるものとする。

(業務の委託)

第16条 東京都は、本要綱に定める業務の全部又は一部を他の者に委託することができる。

(守秘義務)

第17条 東京都から耐震化工事中掲示物の交付に係る事務の委託を受けた者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条第一号関係）



（注意）

- 1 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
- 2 戸建ての住宅など小規模な工事現場においては、内容を一部省略することができる。
- 3 本様式には、区市町村名等を追加することができる。

第2号様式（第4条第二号関係）



（注意）

- 1 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
- 2 戸建ての住宅など小規模な工事現場においては、内容を一部省略することができる。
- 3 本様式には、区市町村名等を追加することができる。

耐震化工事中掲示物交付申請書

下記の建築物について、耐震化工事中掲示物の交付を申請いたします。
 この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。また、耐震化工事中掲示物の掲示に当たっては、東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱第8条第1項から第3項までの規定を遵守します。

申請者	フリガナ			
	住所 (所在地)	〒	-	<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県
	フリガナ 氏名 (名称及び代表者名)			電話番号 ※1
	種別	<input type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> 建物管理者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> その他()		
建物・現場概要	フリガナ			
	住居表示	〒	-	<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県
	建築物の名称		建築物の階数	地上 階・地下 階
	建築物の用途	<input type="checkbox"/> 戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> その他()		
	建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()		
	予定工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
	掲示物の種類	<input type="checkbox"/> 足場シート外部用の掲示物 <input type="checkbox"/> 工事用仮囲いに貼付する掲示物 <input type="checkbox"/> その他()		
施工者確認欄 ※2	耐震化工事中掲示物の掲示に当たっては、東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱第8条第1項から第3項までの規定を遵守します。 住所（所在地） 氏名（名称及び代表者名） (電話番号：)			

【記入上の注意】

- 該当するチェックボックスには、レ点でチェック☑を御記入ください。
- ※1 問合せ先の電話番号を記入してください（複数可）。
- ※2 申請者が施工者以外の場合に記入押印してください。

第4号様式（第6条第2項関係）

平成 年 月 日

（申請者名） 様

東京都知事

○ ○ ○ ○

耐震化工事中掲示物交付決定通知書

下記の建築物の工事現場について耐震化工事中掲示物の交付を決定する。

なお、当該工事現場における工事が完了した際には、速やかに東京都へ耐震化工事中掲示物を返却すること。

記

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 工事の種類
 - 耐震改修工事
 - 建替え工事
 - 除却工事
- 4 耐震化工事中掲示物の種類及び数量
 - 足場シート外部用の掲示物 個
 - 工事用仮囲いに貼付する掲示物 個
 - その他（ ） 個

第5号様式（第6条第3項関係）

平成 年 月 日

東京都知事 殿

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

受領書

下記の耐震化工事中掲示物の交付を受けました。

記

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 工事の種類
 - 耐震改修工事
 - 建替え工事
 - 除却工事
- 4 耐震化工事中掲示物の種類及び数量
 - 足場シート外部用の掲示物 個
 - 工事用仮囲いに貼付する掲示物 個
 - その他（ ） 個

第6号様式（第10条関係）

平成 年 月 日

東京都知事 殿

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

⑩

返却届

下記の建築物の工事現場について交付された耐震化工事中掲示物を返却します。

記

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 工事の種類
 - 耐震改修工事
 - 建替え工事
 - 除却工事
- 4 耐震化工事中掲示物の種類及び数量
 - 足場シート外部用の掲示物 個
 - 工事用仮囲いに貼付する掲示物 個
 - その他（ ） 個
- 5 返却の理由
 - 工事の終了
 - その他（ ）

第7号様式（第11条関係）

平成 年 月 日

東京都知事 殿

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

㊟

取下げ届

下記の建築物の工事現場について、耐震化工事中掲示物の申請を取り下げます。

記

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 工事の種類
 - 耐震改修工事
 - 建替え工事
 - 除却工事
- 4 耐震化工事中掲示物の種類
 - 足場シート外部用の掲示物
 - 工事用仮囲いに貼付する掲示物
 - その他（ ）
- 5 取下げの理由